

○伊勢市附属機関条例（抜粋）

平成29年 3 月 31 日

条例第 2 号

注 令和元年12月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 別表第 1 の第 1 欄に掲げる執行機関等（市長（公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。））、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。）の附属機関として、同表の第 2 欄に掲げる附属機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、執行機関等の附属機関として、別表第 2 の第 1 欄に掲げる附属機関を同表の第 2 欄に規定する選定を行う業務ごとに置く。ただし、当該選定に係る同欄に掲げる事務を市の職員のみで行う場合は、この限りでない。

（所掌事務）

第 3 条 附属機関が所掌する事務は、別表第 1 の第 3 欄又は別表第 2 の第 2 欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第 4 条 附属機関の委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の定数は、別表第 1 の第 4 欄又は別表第 2 の第 3 欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関に、特別の事項について審査又は調査審議をさせるため必要があるときは、臨時の委員等（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

3 附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門の委員等（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

（委員等の任命）

第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員等は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員等は、当該専門の事項に関し知識経験を有する者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（委員等の任期等）

第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する審査又は調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

4 専門委員等は、その者の委嘱又は任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

（秘密保持義務）

第7条 委員等、臨時委員等及び専門委員等は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（資料の提出その他の協力）

第8条 附属機関は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が別に定める。

別表第1 (抜粋)

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
市長	伊勢市宿泊税検討委員会	宿泊税の導入に関する事項についての調査審議に関すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 観光又は商工の関係団体の代表者 (3) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで